

特定非営利活動法人ひらかた環境ネットワーク会議 慶弔規程

平成 18 年 3 月 30 日

ひらかた環境ネットワーク会議規程第 2 号

(目的)

第 1 条 この規程は、特定非営利活動法人ひらかた環境ネットワーク会議（以下「ネットワーク会議」という）の事務局職員（以下「職員」という）並びにその家族の慶弔金及び見舞金等に関する事項について定めたものである。

(届出)

第 2 条 職員は、この規程の定めるところにより、慶弔及び見舞金等の贈呈を受けようとするときは、速やかに事務局長に届け出なければならない。

2 事案発生後 1 年間を経過したときは、この規程を適用しない。

(結婚及び出産祝い金)

第 3 条 職員に次の慶事があったときは、次の各号に掲げる額を送る。

- (1) 職員が結婚したとき 祝金 2 万円、祝電
- (2) 職員又はその配偶者が出産したとき 祝金 2 万円

(死亡弔慰金)

第 4 条 職員及びその親族が死亡したときは、次の各号に掲げる額を送る。

- (1) 職員が死亡したとき 弔慰金 2 万円、弔電、花輪 1 対
- (2) 職員の配偶者が死亡したとき 弔慰金 2 万円、弔電、花輪 1 対
- (3) 職員の一親等以内の親族が死亡したとき 弔慰金 1 万円、弔電、花輪 1 基
- (4) 職員の兄弟姉妹、配偶者の父母の死亡 弔慰金 5 0 0 0 円、弔電

(傷病見舞金)

第 5 条 職員が傷病により継続して 1 か月以上入院したときは、見舞金 1 万円を送る。

(災害見舞金)

第 6 条 職員の自宅が災害により損失を被ったときは、理事会の承認を得て、見舞金 5 0 0 0 円乃至 1 万円を送る。

(その他)

第 7 条 この規程に定めのない事項については、理事会でこれを定める。

2 この規程により金員を送られた場合、一切の返礼を行わないこととする。

附 則

- 1 この規程は、ネットワーク会議の成立の日から施行する。